健全化判断比率等に係る審査意見書

養 父 市 監 査 委 員

写

養 監 第　４１　号
令和５年８月８日

養父市長　広　瀬　　栄　様

養父市監査委員　津　崎　智　宏

養父市監査委員　田　路　之　雄

健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第22条第１項の規定により、審査に付された令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査をしたので、次のとおりその意見を提出します。

健全化判断比率等に係る審査意見書

１　審査の概況

この審査は、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

①　健全化判断比率

（単位：％）

区　　分	令和４年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	備　考
実質赤字比率	－	13.17	20.00	
連結実質赤字比率	－	18.17	30.00	
実質公債費比率	8.0	25.0	35.0	
将来負担比率	－	350.0		

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じない場合は「－」と表示している。

②　資金不足比率

（単位：％）

公営企業会計の名称	令和４年度決算	経営健全化基準	備　考
水道事業会計	－	20.0	法適用
下水道事業会計	－	20.0	法適用

※資金不足が生じない場合は「－」と表示している。

（２）個別意見

①　実質公債費比率

令和４年度の実質公債費比率は 8.0％で、前年度の 7.4％に比べ 0.6 ポイント増加しているが、早期健全化基準の 25.0％を大きく下回っている。

②　将来負担比率

財政の健全化が進み、将来負担額が充当可能財源等の額を下回ることから、令和４年度の将来負担比率は生じなかった。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。